

不燃ごみの細分別にご協力ください

昨年 12 月に常総環境センターで発生した火災は、不燃ごみに混入したリチウムイオン電池が原因と推察されています。現在は不燃ごみを外部施設に搬出し処理していますが、多額の費用が発生しています。

不燃ごみの中でも「ビニール、プラスチック類」は常総環境センターで現在も処理できるため、「ビニール、プラスチック類」と「金属類、割れ物」を分別していただくことで、外部施設への処理費用を抑えることができます。市民の皆さまにはお手数をおかけしますが、不燃ごみの細分別にご協力をお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶毎月第 1・2・4・5 回目の不燃ごみ収集日：ビニール、プラスチック類

▶毎月第 3 回目の不燃ごみ収集日：金属類、割れ物

どちらの不燃ごみを出す場合も、**不燃ごみ専用袋 (青色)** を使ってください (プラマークが付いているものは**資源物専用袋 (緑色)** へ)。

■不燃ごみの新しい出し方のポスター配布中！集積所に掲示できます。ご希望の方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

■小型充電式電池 (リチウムイオン電池など) は外して、下記回収場所へ！

▶回収場所：伊奈庁舎、谷和原庁舎、みらい平市民センター、保健福祉センター、みらい図書館 supported by 成島建設、伊奈公民館、谷和原公民館、各コミュニティセンター (みらい平・小絹・板橋・谷井田)、きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館
☎ 谷和原庁舎生活環境課 (内線 3306)

9月21日(日)～30日(火)は「秋の全国交通安全運動」

この運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自

身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

9月30日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど、交通事故に注意して行動し、交通事故を無くしましょう。

▶運動の重点

- ①歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ②ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

☎ 伊奈庁舎防災課 (内線 2504)

(仮称) みらい平東地区の都市計画案の縦覧について

(仮称) みらい平東地区の都市計画案について、都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧を行います。市民または土地所有者などの利害関係人は、意見書を提出することができます。

▶都市計画の内容

- 県決定案件：区域区分の変更、下水道の変更
- 市決定案件：用途地域の変更、土地区画整理事業の決定、地区計画の決定

▶縦覧期間および意見書提出期間：9月18日(木)～10月2日(木) 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日を除く)

▶縦覧場所

- 県決定案件：県都市計画課、市都市計画課
- 市決定案件：市都市計画課

▶意見書の提出方法：縦覧期間中に窓口または郵送で提出 (10月2日(木)必着) ※意見書の様式は、縦覧場所および、県または市の都市計画課ホームページから取得できます。

▶意見書の提出先

- 県決定案件：〒 310 - 8555 水戸市笠原町 978 - 6 茨城県知事 大井川 和彦 (茨城県土木部都市局都市計画課扱い)
- 市決定案件：〒 300 - 2492 つくば

みらい市加藤 237 つくばみらい市長 小田川 浩 (つくばみらい市都市計画課扱い)
☎ 県決定案件：県土木部都市局都市計画課 ☎ 029 - 301 - 4592
市決定案件：谷和原庁舎都市計画課 (内線 5102)

谷和原浄水場 夜間工事のお知らせ

現在、谷和原浄水場で老朽化した浄水場施設の更新工事を行っており、設備の切替作業を実施します。これに伴い、水圧が一時的に不安定になり、濁り水が発生する可能性があります。住民の皆さまへの影響が最小限となるよう作業を行います。濁り水が出たときは、水を出してきれいになったことを確認のうえ、ご使用ください。濁り水が出たときは、水を出してきれいになったことを確認のうえ、ご使用ください。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

▶作業日時：10月8日(水) 午後11時～9日(木) 午前5時

▶対象地区：谷和原地区全域、富士見ヶ丘地区

▶作業内容：谷和原浄水場配水制御設備の切替作業

☎ 谷和原庁舎上下水道課 (内線 5306)

多面的機能支払交付金事業に取り組みませんか？

多面的機能支払交付金事業は、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進するものです。具体的には、農業者や地域住民により設立された活動組織による、水田や畑の草刈りや水路の泥上げ、農道の軽微な補修などの活動を支援します。

現在、市内では 24 組織が本事業に取り組んでいます。詳しくは産業経済課までお問い合わせください。

☎ 谷和原庁舎産業経済課 (内線 3103)

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント